

横浜市境之谷公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

1 経緯

横浜市境之谷公園こどもログハウスの次期指定管理者の選定にあたり、横浜市境之谷公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長	中西 正彦	横浜市立大学国際総合科学部准教授
委員	井手 美由樹	中小企業診断士
	酒井 俊夫	西区スポーツ推進委員連絡協議会前会長
	菜花 好和	西区青少年指導員協議会会長
	米岡 美智枝	第4地区自治会連合会副会長

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者1名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 境之谷公園こどもログハウス次期指定管理者公募書類の決定	平成27年5月15日（金）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年5月29日（金） ～7月24日（金）
応募説明会及び現地見学会	平成27年6月10日（水）
公募に関する質問受付	平成27年6月16日（火） ～6月24日（水）
公募に関する質問回答	平成27年7月3日（金）
応募書類の提出（1団体）	平成27年7月21日（火） ～7月24日（金）
◆第2回選定委員会（一部公開） 面接審査 ・プレゼンテーション（傍聴者1名） ・質疑	平成27年8月10日（月）

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市境之谷公園こどもログハウス 指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（公開プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が100点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

項目	審査の視点(例)	配点
1 団体の状況		10
(1) 団体の理念・基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 団体の財務状況	団体の財務状況は健全か。	5
2 職員配置・育成		10
(1) 職員の確保、配置及び育成	施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。	10
3 施設の管理運営		40
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。	10
(2) 小破修繕への取組み	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	10
(4) 防災に対する取組み	市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組みがなされているか。	5
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組みが適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた、取組みとなっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組みとなっているか。	5
4 事業の企画・実施		30
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	10
(2) 施設の利用促進	質の高い接客サービスを提供するための取組みとなっているか。 利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みとなっているか。	5
(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営、事業計画となっているか。	5
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関、近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	10
5 収支計画及び指定管理料		10
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
合計		100

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 14 ページ 5 公募及び選定に関する事項（5）応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

（イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

（ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

（エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

（オ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

（カ）選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

（キ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

（ク）2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

（ア）オ～クの禁止事項に該当する等、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体（1団体）

一般社団法人西区区民利用施設協会

7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	一般社団法人西区区民利用施設協会
次点候補者	-

8 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	団体の状況	10点×5	31	-
(2)	職員配置・育成	10点×5	34	-
(3)	施設の管理運営	40点×5	121	-
(4)	事業の企画・実施	30点×5	102	-
(5)	収支計画及び指定管理料	10点×5	32	-
合計		100点×5	320	-

9 審査講評

一般社団法人西区区民利用施設協会はこれまで施設の管理運営を担ってきた団体であり、その提案からは経験に基づく安定性が感じられました。地域連携や事業の企画についても地域団体という特性を生かしたものとなっています。

一方で広報の充実や多様化する子どもへの対応については課題となっています。広報の充実については子育てサロンなどの関係施設への情報提供や近隣以外への事業の周知方法の工夫、多様化する子どもへの対応については職員研修の内容の検討や他機関との連携などの取組が必要です。また、経費についてはより一層の効率的な執行を求める意見がありました。